

クリーニング所を開業するには

クリーニング所（洗濯物の処理又は受取・引渡しのための施設）を開業するには、基準に合った施設を設け、保健所に届出をして検査を受ける必要があります。

クリーニング業とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品（シーツ、カーテン、絨毯、床マット、おしぼり、モップ等を含む）又は皮革製品を原型のまま洗濯する営業です。

次の施設も届出が必要です。

- ・洗濯をしないで洗濯物の受取・引渡しをする取次店
- ・繊維製品の貸与・回収・洗濯を繰り返すリネンサプライクリーニング



開業までの流れ

※他法令に基づく手続きもお忘れなく(4ページ参照)

① 事前相談



- クリーニング所（取次店含む）は、構造設備の基準が定められています。工事前に、**施設図面**をもって保健所に御相談ください。（2ページ参照）
- 洗濯を行うクリーニング所には、**クリーニング師**を1人以上置く必要があります。（取次店には置かなくてよい）

② 届出



- 次の書類を衛生環境課の窓口に提出してください。

申請書類

- クリーニング所開設届 → インターネット「新潟県例規集」からダウンロード可 = 新潟県クリーニング業法施行細則 別記第1号様式
- 半径 100m 以内の見取図
- 施設及び設備を明示した見取図
- 他に営むクリーニング所・無店舗取次店の名称・所在地等を記載した書類
↳ 洗濯物の受取・引渡しをする**車両**を用いた店舗
- 管理人を置いたときは、氏名、本籍、住所、生年月日を記載した書類

手数料

16,000 円 次のいずれかの方法で納付願います。

- ①保健所窓口での**クレジットカード**、**電子マネー**、**コード決済**
- ②インターネット「**新潟県電子申請システム**」からの納付
- ③「**記入式納付書**」を金融機関に持参して現金納付

③ 施設検査

- 申請者立会いのもと、保健所職員が施設の検査をします。（原則として毎週木曜日）

④ 適合確認

- 施設が基準に**適合**していれば、**検査の翌日から**営業できます。
→後日、**検査確認済証**が発行されるので、窓口に**受取り**に**来て**ください。
- 基準に**適合**していない場合は、改善後に再検査になります。

⑤ 営業開始

- 検査確認済証**を入口その他の見やすい場所に掲示してください。
- 管理基準**に従い営業してください。（4ページ参照）
- クリーニング師及びその他の従事者は、定められた期間ごとに県指定の**研修・講習**を受講してください。※(公財)新潟県生活衛生営業指導センターが実施

クリーニング所の構造設備の基準

クリーニング業法 第3条

新潟県クリーニング業法施行条例 第2～4条

	洗濯をするクリーニング所	取次店
外部との区画	外部及び住居等 <u>クリーニング所以外の施設と隔壁等により区画</u> すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 取次店の区画 床面から2m以上の高さまでを壁、板、戸等の動かすことのできない隔壁等により<u>周囲3方を仕切り</u>、3方以外の洗濯物受渡場所には<u>適当な高さの受渡台</u>を設置する。【H3 県通知】 </div>	
区分、広さ	受渡場、洗濯場、仕上場等に区分し、それぞれ用途に応じた <u>十分な広さ及び構造</u> である。	洗濯物の選別、保管、受渡し等ができる <u>十分な広さ及び構造</u> である。
換気、採光、照明	換気、採光及び照明を十分に行うことができる構造設備である。	
床	床は、コンクリート、タイル等の <u>不浸透性材料</u> で築造され、 <u>清掃しやすい構造</u> である。	
洗場の床	<u>不浸透性材料</u> (コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの)で築造され、 <u>適当な勾配と排水口</u> が設けられている。	
洗濯場の腰張り	床面から1mまではコンクリート、タイル等の <u>不浸透性材料</u> で築造され、 <u>清掃しやすい構造</u> である。	
洗濯機、脱水機の設置	洗濯機及び脱水機をそれぞれ <u>少なくとも1台備え</u> なければならない。ただし、 <u>脱水機の効用を有する洗濯機</u> を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。	
受渡場	洗濯物の取扱量に応じた <u>適当な広さの受渡台</u> を設ける。	
保管棚、集配容器等	<u>洗濯を終わらない洗濯物を保管する場所及び設備並びに仕上げを終わった洗濯物を整理し、区分して取り扱うことができる十分な数の保管棚、集配容器等</u> を設ける。	
仕上場	・洗濯物の仕上げを行う専用の作業台を設ける。 ・仕上げを終わった洗濯物の保管棚、集配容器等は、 <u>汚染のおそれのない場所</u> に設ける。	
手指の消毒	洗剤・消毒液を常備した流水式手洗い設備を設ける。	手指の清潔のための <u>消毒装置</u> を設ける。
洗剤等の格納設備	洗濯物の処理に使用する洗剤、溶剤、薬品等を <u>安全に格納する設備</u> を設け、 <u>品名を容器等に表示</u> する。	
指定洗濯物を扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための場所又は容器</u>を設ける。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの 2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの </div>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯前に<u>消毒</u>するための場所又は設備を設ける。(→消毒方法はp3) 	
し尿付着物を洗濯する場合	し尿の付着している洗濯物を洗濯するクリーニング所には、 <u>し尿を洗濯前に処理するための場所又は設備</u> を設ける。	
リネンサプライクリーニング所の場合	洗濯物の種類及び汚れの程度に応じて区分して取り扱うことができる保管棚、容器等を設ける。	

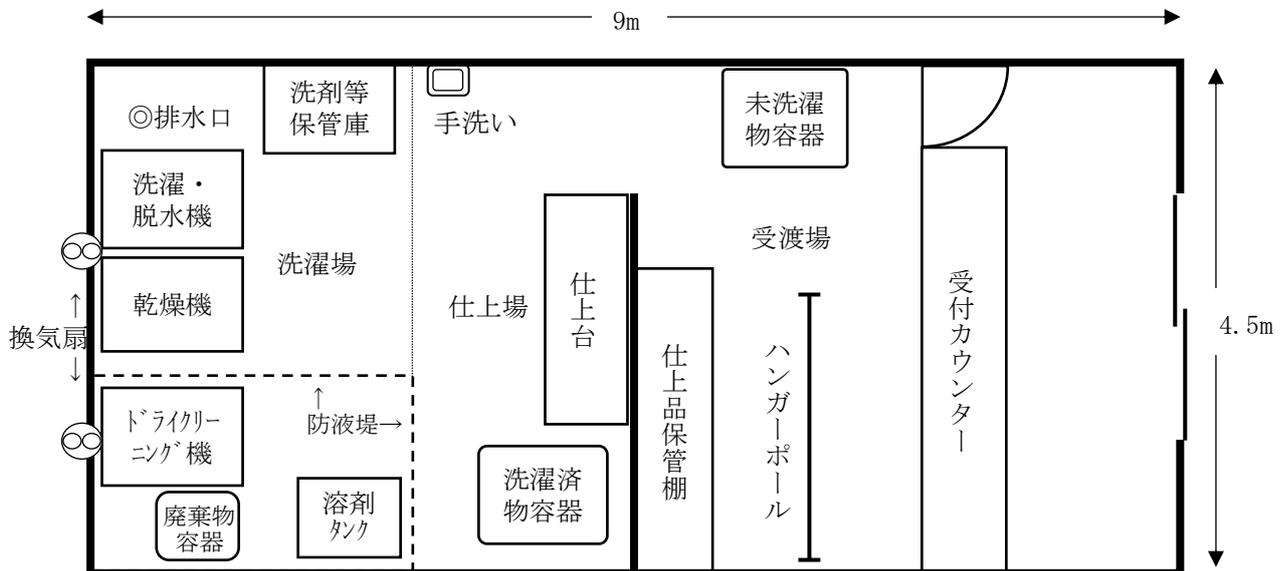
ドライクリーニングを行う場合に追加される構造設備基準

↳ 石油系溶剤やテトラクロエチレン等の有機溶剤を使用する洗濯

洗濯場の換気設備	洗濯場には、周辺の環境への影響を配慮した適正な位置に局所排気装置等の換気設備を設ける。	
廃棄物容器	溶剤の清浄化に伴って生ずる汚泥等の廃棄物を入れる蓋付きの容器を設ける。	
特定溶剤の使用	特定溶剤(=テトラクロエチレン又は1・1・1-トリクロロエタン)を使用する場合	
貯蔵場所の床	特定溶剤の貯蔵場所の床は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料で築造し、ひび割れのおそれがある場合には、床面を耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行う。	特定溶剤を含む蒸留残渣物等の廃棄物についても左記に準じる
漏出防止	特定溶剤が貯蔵場所の周囲へ漏出する恐れがある場合には、防液堤、側溝、ためます等を設置する。	
地中貯蔵禁止	特定溶剤を貯蔵する容器(タンク等)は、地中に設置しない。	
容器の構造	容器は密閉できるものとし、材料は耐溶剤性の金属又は合成樹脂とする。	
屋外貯蔵	貯蔵場所を屋外とする場合、屋根を設けることとし、屋根を設けることが困難な場合には、容器を被覆し、直射日光及び雨水を防止する。	
屋内貯蔵	貯蔵場所を屋内とする場合、換気できる冷暗所とする。	
受皿	特定溶剤がドライ機械から洗濯場へ漏出する恐れがある場合、機械下にステンレス鋼等の受皿を設置する。	
ドライクリーニング機械	特定溶剤を使用するドライクリーニング機械には、次に掲げる装置を設ける。 ・排液処理装置(排液処理すべてを産業廃棄物処理業者に委託する場合を除く) ・溶剤蒸気回収装置 (ドライクリーニング機械の処理能力の合計が、以下に該当する場合を除く。 テトラクロエチレン使用機・・・30kg未満/1・1・1-トリクロロエタン使用機・・・20kg未満)	

※ 建築基準法の規定により、石油系溶剤など引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場は、住居系地域・商業系地域での立地は原則禁止されています。(詳しくは建築基準法所管機関へ)

【施設見取図の例】



クリーニング所の管理基準(主なもの)

クリーニング業法 第3～4条

新潟県クリーニング業法施行条例 第2～4、6条

説明の 努力義務	洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、 <u>洗濯物の処理方法等</u> について説明するよう努めなければならない。
苦情申出先の 明示	洗濯物の受取及び引渡しの際、利用者に対し、 <u>苦情申出先を明示</u> しなければならない。
免許証・修了 証の掲示	・入口その他の見やすい場所に、クリーニング所を代表する <u>クリーニング師の免許証</u> を掲示する。(取次店は除く) ・クリーニング師研修又は業務従事者講習を修了した者があるときは、入口その他の見やすい場所に、 <u>修了した旨を証する書類</u> を掲示する。
保管棚等	洗濯物の保管棚、集配容器等は、 <u>毎月1回以上消毒</u> する。
仕上作業	仕上作業は、 <u>手指を清潔</u> にし、 <u>清潔な作業衣</u> を着用して衛生的に行う。
指定洗濯物を 取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・指定洗濯物は<u>他の洗濯物と区分</u>しておく。 ・<u>洗濯する前に消毒</u>するか、<u>消毒効果を有する方法によって洗濯</u>する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>消毒方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 蒸気がまを使用し、洗濯物を10分間以上100℃を超える湿熱に触れさせる。 (2) 洗濯物を10分間以上80℃を超える熱湯に浸す。 (3) 真空にした装置に容積1m³につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、洗濯物を密閉したまま60℃以上で1時間以上触れさせる。 (4) 真空にした装置に酸化エチレンガス1:炭酸ガス9の割合に混合したものを注入し、常圧に戻した後洗濯物を50℃以上で2時間以上、又は1kg/cm²まで加圧した後50℃以上で1時間以上触れさせる。 (5) <u>さらし粉</u>、<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>等を使用し、遊離塩素250mg/L以上の水溶液に30℃以上で5分以上浸す (6) 逆性石けん液等の殺菌効果のある界面活性剤の適正希釈水溶液に30℃以上で30分間以上浸す (7) <u>過酢酸</u>150ppm以上に60℃以上で10分間以上又は250ppm以上に50℃以上で10分間以上浸す </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>消毒効果を有する洗濯方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>80℃以上の熱湯</u>で10分間以上洗濯する (2) <u>さらし粉</u>、<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>等を使用し、遊離塩素が250mg/L以上の水溶液に30℃以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素が100mg/L以上になるような方法で漂白することをその工程の中を含む (3) <u>テトラクロロエチレン</u>に5分間以上浸し、洗濯した後、テトラクロロエチレンを含む状態で50℃以上に保たせ、10分間以上乾燥させる (4) <u>過酢酸</u>150ppm以上60℃以上で10分間以上洗濯、又は過酢酸250ppm以上50℃以上で10分間以上洗濯する </div>

他法令に基づく届出など(主なもの)

●建築基準法関係【クリーニング所の立地規制、建築確認】

…南魚沼地域振興局 地域整備部 建築課 (南魚沼市六日町960) 電話 025-772-3958

●消防法令 …魚沼市消防本部 予防係 (魚沼市四日町450-1) 電話 025-792-7168

●環境関係【水質汚濁防止法の特定施設の届出】

…南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター (南魚沼市六日町620番地2) 電話 025-772-8154

●社会保険 …長岡年金事務所 (長岡市台町2-9-17) 電話 0258-88-0006

労働保険 …新潟労働局 労働保険徴収課 (新潟市中央区美咲町1丁目2番1号) 電話 025-288-3502

●税金関係

国税(所得税など) …小千谷税務署 (小千谷市東栄1丁目5番24号) 電話 0258-83-2090

県税(個人事業税など) …南魚沼地域振興局 県税部 (南魚沼市六日町960) 電話 025-772-8226